

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人奥野彦六、同大竹由紀子の上告趣意は、判例違反をいうけれども、所論引用の判例は、当該事案における量刑理由を判示しただけで、他の事案に適用すべき法律的見解を含んでいないのであるから、判例違反の対象となりえない不適切な判例であり、したがつて、判例違反の主張は前提を欠き 刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。また、記録を調べても、同法四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四五年六月三〇日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	松	本	正	雄
裁判官	田	中	二	郎
裁判官	下	村	三	郎
裁判官	飯	村	義	美
裁判官	関	根	小	郷